

新製品・新技術開発補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 一般社団法人おおさき産業推進機構（以下「機構」という。）は、中小企業者・小規模企業者の新事業展開を促すため、中小企業者・小規模企業者が行う工業製品の製造に係る新製品・新技術の開発（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部について、予算の範囲内で新製品・新技術開発補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する事業者であって、大崎地域に事務所又は事業所を有するものをいう。
- （2） 小規模企業者とは、法第2条第5項に規定する事業者であって、大崎地域に事務所又は事業所を有するものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者及び小規模企業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者となることができない。

- （1） 市町村税(国民健康保険税を含む。)の滞納があるとき。
- （2） 大崎市暴力団排除条例（平成25年大崎市条例第4号）第2条第3号の規定に該当しているとき。
- （3） 食品衛生法や建築基準法等、関係法令等に違反しているとき。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項各号に掲げる営業で、同法第 3 条第 1 項の許可を受けていない者。

(5) 風営法第 2 条第 5 項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を営んでいる者。

(6) その他理事長が不適切と認める営業を行っている者。

（補助対象経費等）

第 4 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）等は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、別表に定める補助対象経費の 2 分の 1 以内の金額とし、限度額は 50 万円とする。この場合において、当該額に 1、000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助対象経費については、原則として、大崎地域に住所又は事務所を有する業者を支払先とするものとする。

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助事業を実施する前に、新製品・新技術開発補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して、理事長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第 2 号）

(2) 収支予算書（様式第 3 号）

(3) 大崎地域事業者等に関する調書（様式第 4 号）

(4) 見積書

(5) 事業実施位置図

(6) 市区町村が発行する納期限が到来する税目の全てに未納がないことを証する証明書（納税証明書など）

(7) その他理事長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第 6 条 理事長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査

し、補助金の交付の可否及び補助金の額について決定し、新製品・新技術開発補助金交付決定通知・不交付決定通知書（様式第5号）により、その旨を当該交付の申請をした者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 補助金の交付条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、理事長の承認を受けること。ただし、補助金の額に変更を来さない軽微な変更にあつては、この限りでない。
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、理事長の承認を受けること。
- （3） 補助対象経費に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等は、当該収入及び支出についての証拠書類とともに事業完了後5年間保存しなければならない。
- （4） この補助金の補助対象経費と同じ経費を対象とする他の補助金等の交付を受けてはならない。

（補助事業の変更等）

第8条 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、事業の内容を変更しようとするときは、新製品・新技術開発補助金変更交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出するものとする。

- （1） 事業計画書（変更後のもの）
- （2） 収支計画書（変更後のもの）
- （3） その他理事長が必要と認める書類

2 理事長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、申請内容の変更の可否について決定し、新製品・新技術開発補助金変更交付決定・不交付決定通知書（様式第7号）によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

（中止又は廃止の申請等）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、新製品・新技術開発補助金中止・廃止承認申請書（様式第8号）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による中止・廃止承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の中止又は廃止の承認の可否を決定し、新製品・新技術開発補助金中止・廃止承認通知書（様式第9号）によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、新製品・新技術開発補助金実績報告書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

（1） 事業実績書（様式第11号）

（2） 収支精算書（様式第12号）

（3） 事業に要した費用の領収書及び請求書の写しその他支払を確認できる書類の写し

（4） 事業内容が確認できる写真

（5） その他理事長が必要と認める書類

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は交付決定のあった日の属する機構の会計年度の3月20日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第11条 前条に規定する実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、新製品・新技術開発補助金確定通知書（様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第12条 理事長は、前条の規定による補助金の額の確定後に当該補助金を交付

するものとする。

- 2 補助事業者は、前条の規定による確定通知書を受理した以後速やかに新製品・新技術開発補助金請求書（様式第14号）を理事長に提出しなければならない。

（指示及び検査）

第13条 理事長は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（補助金の返還）

第14条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1）補助金の交付の決定に際して付した条件に違反したとき。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- （3）補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行し、令和6年度分の補助対象事業から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費は次のとおりとする。

経費区分	内 容
謝金	専門家謝金
旅費	専門家旅費、専門家宿泊費
研究開発費	原材料費、機械装置費、工具器具費、外注加工費、試作費、実験費、調査研究費、システム構築費、賃借料、知的財産の取得に要する経費（特許等登録料、審判費用、登録印紙代等を除く）
事務費	文献購入費、消耗品費
その他経費	理事長が必要と認めた経費

- ※1 補助金の額は千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。
- ※2 交付決定後に発生した経費が補助対象となります。
- ※3 設備投資は、事業計画実施のために必要不可欠なものに限ります。
- ※4 契約等の証拠書類（発注書、見積書、契約書、請求書）が必要です。
- ※5 消費税等の税金及び金融機関等への振込手数料は補助対象になりません。
手数料を差し引いた場合（支払先負担）は値引きとみなします。